

たぶんかきょうせいすいしんぷらん きほんてき かんがえかた
多文化共生推進プランの基本的な考え方について

なかかん
(中間のまとめ)

へいせい24ねん12がつ
平成24年12月

ひがしむらやまししみんぶせいかつぶんかか
東村山市市民部生活文化課

1. 多文化共生策定の背景

日本で暮らす外国人住民は、改定入管法が施行された1990年以降、2008年まで急激に増加し2008年末現在、約222万人と20年前の約94万人と比べて、2・4倍増となった。その後、世界的経済危機や東日本大震災の影響を受け、わずかながら減少傾向にある。

しかし、日本人の少子高齢化に伴う国内労働人口の減少や経済のグローバル化に伴う国内の雇用環境の変化により、外国人住民の定住化・永住化は今後も続くものと予想される。

このような状況から、日本政府は、従来の「国際交流」「国際協力」を柱として推進してきた国際政策に「多文化共生」を3つ目の柱として位置付け、平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体に対しては、地域の実情と特性を踏まえて、民間団体等との連携・協働により、多文化共生の推進に係る指針を策定するよう促している。

国籍や民族のちがいを認め合い、だれもが安心して暮らせる「多文化共生社会」を目指し、外国人住民が異国の生活で言語や文化・風習をはじめとする様々な問題を抱えながらも、地域に対して積極的な参加意向を受け入れ、日本人市民との交流・相互理解を基盤とした「多文化共生のまちづくり」をいかに進めるかが問われている。

2. 東村山市の現状

東村山市に在住する外国籍市民⁽¹⁾は、平成24年11月30日現在で2,081人となっており、この10年間で約1.48倍に増加し、市民全体(平成24年1月1日現在152,902人)に占める割合は、1.36%となっている。

この間、東村山市では、東村山市国際友好協会、東村山市日中友好協会、東村山地球市民クラブの国際3団体と協働して外国籍市民に様々な支援活動を行ってきたが、相談業務を通じて外国籍市民のニーズが多様化している

じょうきょう あき こんご かた みなお ひつようせい
状況も明らかになってきており、今後のあり方を見直すことの必要性も
しょう
生じている。

ちゅう しょうご こうぎ にほんこくせき しゆとく がいこくしゆつしんしや こ せだい ふくむ
注(1)この用語は、広義には、日本国籍を取得した外国出身者やその子ども世代も含むものとする。

3. これまでの取り組みと課題

ひがしむらやまし ねんだい こうはん あめりか がっしゅうこく みずーりしゅう
東村山市は、1970年代後半からアメリカ合衆国ミズーリ州
いん でい ぺん でん す し そのご ちゅうかじんみんきょうわこくこうそしやうそしゅう し
インディペンデンス市と、またその後、中華人民共和国江蘇省蘇州市、
さんとうしやういぼうしなど こうりゅう おこな こくさいじぎやう すいしん がいこくせきしめん
山東省濰坊市等と交流を行いながら国際事業を推進してきたが、外国籍市民
の増加に伴って、労働問題や日常生活を支援するため、英語、中国語の国際
しょうか ともな ろうどうもんだい にちじょうせいかつ しえん えいご ちゅうごくご こくさい
交流員を配置し相談業務を実施してきた。

また、がいこくせきしめん ひつよう にほんご にほんぶんか しゅうとく ぼうさいくんれん
外国人籍市民が必要とする日本語や日本文化の習得、防災訓練などを
しみんだんたい きょうどう たよう こた
市民団体との協働により、その多様なニーズに応えてきた。

その後、ご かんこくご ちょうせんご たんとう たぶんかきょうせいそだんいん はいち
韓国語・朝鮮語を担当する多文化共生相談員をさらに配置するとと
もに、はんしん あわじだいしんさい にいがたけんちゅうえつだいしんさいなど けいき さいがい じようえんごしやしえん
もに、阪神・淡路大震災、新潟県中越大地震等を契機に災害時要援護者支援
まにゅあるを さくてい がいこくせきしめん ひなんくんれん おこな じゅうじつ はか
マニュアルを策定し、外国籍市民のため避難訓練を行うなどの充実を図り、
げんざい いた
現在に至っている。

しかしながら、がいこくせきしめん ていじゅうか すす ちいき く うえ かか
しかしながら、外国籍市民の定住化が進み、地域で暮らす上で抱えるさまざま
もんだい しょう
な問題も生じている。

このようなじょうきょう から、にほんじんしみん かんけい ちいきしゃかい かた
このような状況から、日本人市民との関係や地域社会のあり方について
みなお しさく てんかい ひつよう
見直すことや、新たな施策を展開することが必要となっている。

この問題の解決は、もんたい かいけつ そうむしょう しめ だい はしら たぶんかきょうせい
この問題の解決は、総務省が示している第3の柱である「多文化共生」を
きじく しさく すす もと
基軸とした施策を進めていくことが求められている。

ひがしむらやまし だい じそうごうけいかく たぶんかきょうせいぶらん さくてい がい
東村山市では、第4次総合計画において「多文化共生プラン」を策定し、外
こくせきしめん ちいき さんか こうけん かんきょうせいび すす
国籍市民が地域に参加・貢献できるよう、環境整備を進めることとしている。

ほんぶらん しょうむしょう しめ ししん (ちいき たいぶんかきょうせい)
本プランは、総務省が示した指針である『地域における多文化共生』に
もと こみゆにけーしょん しえん せいかつしえん たぶんかきょうせい ちいき
基づき「コミュニケーション支援」「生活支援」「多文化共生の地域づくり」
さいがいじなど たいせいこうちく たぶんかきょうせい すいしんたいせい せいび きほん
「災害時等の体制構築」「多文化共生の推進体制の整備」という5つの基本
もくひょう せつてい こんご かだい しさく ほうこうせい しめ
目標を設定し、今後の課題と施策の方向性を示したものである。

4. 計画の基本的な考え方

東村山市多文化共生推進プラン策定協議会は、平成24年7月2日に10名の委員が委嘱を受け、市内の外国人居住の現況や日本人住民との関係等について4回にわたり協議を重ねてきたが、次のとおり、東村山市の「多文化共生」施策の基本的な考え方を提案する。

(1) 計画の理念

東村山市多文化共生推進プランは、東村山市の行政運営の基本指針である「東村山市第4次総合計画」によるまちづくりを計画の理念とし、総務省が示した「地域における多文化共生推進プランについて（平成18年3月27日付総行国第79号協議）」を基に、東村山市の実情を踏まえて策定するものである。

(2) 計画の目的

東村山市多文化共生推進プランは、第4次総合計画・前期基本計画にある「国籍や文化の違い、及び性別に関係なく、東村山市に暮らす誰もが、地域社会のパートナーとして強い連帯感と信頼関係で結ばれたまち」を図ることを目的とする。

(3) 計画の期間

このプランの期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とする。なお、国の制度や社会情勢の変化等については、必要に応じて対応する。

基本目標 1

コミュニケーション支援

＜課題＞

1-1
ちいき じょうほう たげんごか
地域における情報の多言語化

1-2
にほんご およ にはんしゃかい かん がくしゅう
日本語及び日本社会に関する学習
しえん
支援

＜施策の方向性＞

1. たげんご がいこくせきしみるん せつめい
多言語での外国籍市民へのわかりやすい説明、
かんけいしょかん およ まどぐち しょう ほっこうぶつなど
関係所管及び窓口で使用する発行物等による
じょうほうていきょう じゅうじつ
情報提供の充実
2. たぶん かきょうせいそうだんいん ほんやく つうやく およ ちくせき
多文化共生相談員の翻訳、通訳、及び蓄積し
た事例等による説明、情報提供等の充実
3. にほんご ぎょうしつ こうざなど つう にほんご がくしゅう
日本語教室や講座等を通じた、日本語の学習
およ ちいき く かんしゅうなど しゅうとくきかい
及び地域や暮らしの慣習等の習得機会の
ていきょう
提供

＜考え方＞

ぎょうせい さーびす う りこう ぎむ ないよう くわ
行政サービスを受けることや履行しなければならない義務の内容に加え、
ちいきしゃかい く うえ ひつよう る ー る かんしゅうなど がいこくせきしみるん
地域社会で暮らす上で必要となるルールや慣習等については、外国籍市民が
わかりやすいよう工夫し、はいりよ もと
配慮することが求められる。

また、にほんご がくしゅうかてい にほん しゅうかん でんとう ぶんかてき ようそ
日本語の学習過程では、日本の習慣、伝統など文化的な要素を
ふく りかい はいりよ こよう しゅうろう ちいき く ふつごう
含めて理解できるように配慮し、雇用や就労、地域の暮らしで不都合となる
ばめん をできるだけすく なくするなど、にほん えんかつ しゃかいせいかつ しえん
場面をできるだけ少なくするなど、日本での円滑な社会生活を支援すること
たいせつ
が大切になっている。

基本目標 2

生活支援

＜課題＞

2-1
地域生活の充実

2-2
子どもたちの明日につながる環境整備

2-3
就労・雇用関連の情報提供、医療・保健・福祉の多言語化

＜施策の方向性＞

4. 外国籍市民向け生活便利帳の作成、ホームページ、公共施設などによる関連情報の提供機会の充実
5. 多文化共生・男女共同参画推進交流室におけるゆるやかな外国人ネットワークづくり
6. 保育園、学校等の教職員、保護者等における相談事例に応じた相談、通訳、翻訳派遣の拡充
7. 外国人対象のリレー専門家相談などによる関係諸団体及び近隣自治体等との連携強化
8. 外国人の定住化や相談事例の変化に応じた相談業務等の拡充及び関係部署と多文化共生相談員の連携強化

＜考え方＞

外国籍市民が社会の中で孤立せずに生活できるような基本的な環境を整える上では、生活全般にわたる支援策の拡充が求められている。外国籍市民が地域で主体的に活動できるよう、地域の外国人コミュニティの核になる人やネットワーク、自助組織などに対する支援も必要である。小中学校での日本語による学習の効果を高めるための対応や、NPO等と連携した学習支援などの充実が急がれている。外国につながる子どもたち(2)が将来への希望を持ち、その力を地域社会で発揮できるような環境の整備を、国等に要請することも必要である。事業者への啓発などにより、外国人労働者の就業環境に関する情報を提供することも重要である。

注(2)「外国籍をもつ子どもだけではなく、本人の国籍は日本でも、家族が外国にルーツがある子ども」を指す表現。

きほんもくひょう
基本目標 3

なぶんかきょうせい いちいき
多文化共生の地域づくり

かだい
<課題>

3-1
ちいきしゃかい たい いしきけいはつ
地域社会に対する意識啓発

3-2
がいこくせきしみん じりつ しゃかいさんかく
外国籍市民の自立と社会参画

しさく ほうこうせい
<施策の方向性>

9. 国内外の都市との友好親善交流の支援、外国と日本の文化紹介や地域の暮らし体験等のイベントによる、多様な市民間の交流促進
10. 語学講座（中国語、韓国・朝鮮語、英語）の実施、外国籍市民を災害時及び暮らしの中で応援する多言語ボランティアの養成
11. 東村山の歴史、自然、公共施設などの紹介等の機会づくり
12. 姉妹校交流の支援、国際理解授業への外国人講師の派遣などによる外国籍市民が地域へ関わる機会の提供、次世代の担い手に向けた国際感覚の養成及び人材育成

かなが かた
<考え方>

多様な市民が交流できる開かれた場や、市民の意識が相互に高められる機会を拡充することが重要である。

多様性を積極的に認め合い、多文化共生の担い手を広げ、社会貢献につなげていくことも期待されている。

次世代の担い手である子どもたちが、異文化理解を深め、今日の世界についての知識や国際感覚を獲得できるようにすることが求められている。

外国籍市民と日本人市民が良きパートナーとしてともにまちづくりに参加することが大切である。

きほんもくひょう
基本目標 4

災害時の体制構築

＜課題＞

4-1
災害等への対応、緊急時の
外国人住民の所在把握

4-2
災害時の外国人への情報伝達
手段の多言語化、多様なメディアとの
連携

4-3
災害時における情報の多言語化に
おける連携

＜施策の方向性＞

1 3. 要援護者登録等の周知、災害時の安否確認
登録カード等による支援ネットワーク及び
多言語対応体制等の構築

1 4. 地域住民組織及び市民団体等との協働に
よる防災研修及び体験等の機会の充実

1 5. 災害時要援護者支援マニュアルの更新、図上
または実地訓練等による想定規模や支援体制な
ど実効性等の確認

1 6. 災害時の救援等を視点にした協力支援
体制の関係づくり

＜考え方＞

災害弱者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、
外国籍市民の所在情報については、的確に把握できるようなしくみを
ととの整えることが必要である。

被災した外国籍市民への対応が迅速かつ的確に図られるよう、担当窓口の
設置とともに、運営等を継続して行うための担当要員の作業環境を整える
ことが必要である。

日頃から、民間の多様な主体との連携・協働を図り、外国籍市民に対する
防災研修・訓練や防災情報を提供するとともに、緊急時には、避難・救援
及び復旧などの情報が多様な言語で確実に伝達できることが重要である。

大規模災害時には、被災地以外の地域からの多数の通訳ボランティアが
必要となることや、少数言語への対応の必要等を勘案し、地方自治体の枠を
こえた広域の通訳、翻訳などの応援体制を整えることが重要である。

基本目標 5

多文化共生施策の推進体制の整備

<課題>

5-1 多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携

5-2 地域における各主体の役割分担と連携・協働

<施策の方向性>

17. 多文化共生・男女共同参画推進交流室における拠点機能の整備
18. 関係所管における多言語対応のためのネットワークづくり
19. 市民、市民団体、事業者及び大学等との協働の推進

<考え方>

多文化共生の活動や情報発信の拠点として、多文化共生・男女共同参画推進交流室を整備し、市民、市民団体や地域との連携・協働の展開を支える人材の育成を行うことが必要である。

担当部署の職員による多言語対応、わかりやすい日本語や外国籍市民の母語によるコミュニケーションなどにより、窓口の対応力を高めるためことが重要である。

異なる部署の間で共通する課題、取り組み事例や担当事案などを共有する場や、多角的に情報を提供する機会などができる態勢を整えることが必要である。

各分野における相談業務の内容が高度化する傾向にあることから、行政内部の連携に留まらず、民間の多様な主体との協働を進め、より専門性の高い相談体制を整備することが重要である。